



# 島根県報

令和6年11月29日（金）

第571号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 3

### 【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 3

公共測量の終了 ( " ) 3

### 【特定調達公告】

外形標準課税見直し（減資対応）に係る税務総合オンラインシステム改修業務 (税 務 課) 4

委託に係る随意契約の相手方等

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及 (下 水 道 推 進 課) 4

び肥料原料化による処分業務委託（その1）に係る一般競争入札の実施

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及 ( " ) 8

び肥料原料化による処分業務委託（その2）に係る一般競争入札の実施

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセ ( " ) 12

メント原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及 ( " ) 15

び炭化製品化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施

令和7・8年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及 ( " ) 19

び炭化製品化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施

令和7年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資 ( " ) 22

源化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資 ( " ) 26

源化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施

古代出雲歴史博物館常設展示室改修業務に係る随意契約の相手方等 (文 化 財 課) 29

島根県立中央病院における全身用X線CT診断システム調達及びメンテナンス (病 院 局) 30

業務の委託に係る一般競争入札の実施

### 【病院局告示】

島根県立病院入院規程の一部改正 33

### 【教委規則】

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の (学 校 企 画 課) 35

一部を改正する規則

### 【教委告示】

博物館登録原簿への登録 (文 化 財 課) 35

### 【人委規則】

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する 35

規則

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第49号）

#### 1 規則の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第71条関係）

#### 2 施行期日

令和6年12月2日から施行することとした。

## 規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第49号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第71条第1項の表法律によるものの部島根県国民健康保険審査会の項中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「同法第9条第2項及び第4項の規定による求めに対する」に改め、同部島根県後期高齢者医療審査会の項中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「同法第54条第3項及び第5項の規定による求めに対する」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

#### 2 作業期間

令和6年11月19日から令和7年3月24日まで

#### 3 作業地域

飯石郡飯南町花栗地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年10月31日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 作業種類

公共測量（3・4級基準点測量）

2 作業期間

令和6年7月8日から同年10月31日まで

3 作業地域

益田市匹見町澄川地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

外形標準課税見直し（減資対応）に係る税務総合オンラインシステム改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年10月28日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県税務総合オンラインシステム共同企業体

代表者 富士通 J a p a n 株式会社 岡山・山陰公共ビジネス部 部長 佐藤 勝治

島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 F L C S 株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市大手町二丁目7番10号

5 随意契約に係る契約金額

36,833,280円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託  
（その1）

(2) 委託場所及び数量

ア 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 各年度2,400トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化による処分業務

(4) 委託期間

令和7年2月1日（土）から令和9年3月31日（水）まで（ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は令和7年2月1日（土）から令和9年1月31日（日）まで）

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とする。入札執行は以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。詳細は入札説明書による。

(7) 開札順位1

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託（その1）

(4) 開札順位2

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託（その2）

(6) 開札順位3

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(5) 開札順位4

令和7・8年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

(6) 開札順位5

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

(7) 開札順位6

令和7年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

(8) 開札順位7

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和6年12月6日（金）午後5時までに3の(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 下水汚泥を用いて肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

## (2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうち肥料原料化業務の認定を受け、(1)のエ及びコの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

## 3 入札手続等

### (1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課管理係 電話 0852-22-5470 F A X 0852-22-6049

メールアドレス sewer@pref.shimane.lg.jp

### (2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和6年11月29日（金）から同年12月19日（木）までの間に島根県ホームページ（[https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)）からダウンロードして入手すること。

### (3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和6年11月29日（金）から同年12月19日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければ

ばならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和7年1月9日（木）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和6年12月2日（月）から同月16日（月）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い、調整することとする。（電話 0852-37-0216）

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和7年1月10日（金） 午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎5階災害対策室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3の(1)に報告するとともに警察に通報すること。  
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity: Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Fertilizer

(2) Date and Time for Bidding: 1:30 p.m. January 10, 2025

(Applications by mail must arrive at the Office above by January 9, 2025)

(3) Department in charge of contracts: Administration section, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0887 Japan  
TEL: 0852-22-5470

---

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年11月29日

島根県知事 丸山達也

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託（その2）

(2) 委託場所及び数量

ア 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 各年度2,000トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化による処分業務

(4) 委託期間

令和7年2月1日（土）から令和9年3月31日（水）まで（ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は令和7年2月1日（土）から令和9年1月31日（日）まで）

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とする。入札執行は以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。詳細は入札説明書による。

(7) 開札順位 1

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託（その1）

---

## (イ) 開札順位 2

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託（その2）

## (ロ) 開札順位 3

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

## (ハ) 開札順位 4

令和7・8年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

## (ニ) 開札順位 5

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

## (ホ) 開札順位 6

令和7年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

## (ヘ) 開札順位 7

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

## (1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和6年12月6日（金）午後5時までに3の(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 下水汚泥を用いて肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

## (2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうち肥料原料化業務の認定を受け、(1)のエ及びコの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

## 3 入札手続等

### (1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課管理係 電話 0852-22-5470 F A X 0852-22-6049

メールアドレス sewer@pref.shimane.lg.jp

### (2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和6年11月29日（金）から同年12月19日（木）までの間に島根県ホームページ（[https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)）からダウンロードして入手すること。

### (3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和6年11月29日（金）から同年12月19日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

### (4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和7年1月9日（木）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

### (5) 現地確認

ア 確認期間

令和6年12月2日（月）から同月16日（月）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い、調整することとする。（電話 0852-37-0216）

### (6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

## ア 日時

令和7年1月10日（金） 午後2時

## イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎5階災害対策室

## ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

## 4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

## (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要する。

## (7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3の(1)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Fertilizer

(2) Date and Time for Bidding : 2 : 00 p.m. January 10, 2025

(Applications by mail must arrive at the Office above by January 9, 2025)

(3) Department in charge of contracts : Administration section, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0887 Japan  
TEL : 0852-22-5470

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 委託業務名

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

### (2) 委託場所及び数量

ア 宍道湖西部浄化センター（島根県大社町中荒木2391）

イ 予定数量 1,500トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

### (3) 業務内容

ア 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）業務

### (4) 委託期間

令和7年3月1日（土）から令和8年3月31日（火）まで（ただし、宍道湖西部浄化センターからの下水汚泥の搬出は令和7年3月1日（土）から令和8年2月28日（土）まで）

### (5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とする。入札執行は以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。詳細は入札説明書による。

#### (ア) 開札順位1

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託（その1）

#### (イ) 開札順位2

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託（その2）

#### (ロ) 開札順位3

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

#### (ハ) 開札順位4

令和7・8年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

#### (ニ) 開札順位5

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

#### (ホ) 開札順位6

令和7年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

#### (ヘ) 開札順位7

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和6年12月6日（金）午後5時までに3の(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうちセメント原料化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課管理係 電話 0852-22-5470 F A X 0852-22-6049

メールアドレス sewer@pref.shimane.lg.jp

## (2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和6年11月29日（金）から同年12月19日（木）までの間に島根県ホームページ（[https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)）からダウンロードして入手すること。

## (3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和6年11月29日（金）から同年12月19日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

## (4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

## ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

## イ 提出期限

令和7年1月9日（木）まで

## ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

## (5) 現地確認

## ア 確認期間

令和6年12月2日（月）から同月16日（月）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

## イ 確認方法

宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い、調整することとする。（電話 0852-37-0216）

## (6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

## ア 日時

令和7年1月10日（金） 午後2時30分

## イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎5階災害対策室

## ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

## 4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

## (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要する。

## (7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3の(1)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement

(2) Date and Time for Bidding : 2 : 30 p.m. January 10, 2025

(Applications by mail must arrive at the Office above by January 9, 2025)

(3) Department in charge of contracts : Administration section, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0887 Japan  
TEL : 0852-22-5470

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年11月29日

島根県知事 丸山達也

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 委託業務名

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

## (2) 委託場所及び数量

ア 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 各年度1,000トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

## (3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の炭化製品製造工場での処分業務

## (4) 委託期間

令和7年3月1日（土）から令和9年3月31日（水）まで（ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は令和7年3月1日（土）から令和9年2月28日（日）まで）

## (5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含

まない金額)を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とする。入札執行は以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。詳細は入札説明書による。

(ア) 開札順位 1

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託(その1)

(イ) 開札順位 2

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託(その2)

(ウ) 開札順位 3

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(エ) 開札順位 4

令和7・8年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

(オ) 開札順位 5

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

(カ) 開札順位 6

令和7年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

(キ) 開札順位 7

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

### (1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。)第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和6年12月6日(金)午後5時までに3の(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第16項ただし書の規定による再委託(以下「再委託」という。)によるものを含む。)があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の炭化製品化業務の受託実績(再委託によるものを含む。)があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められ

る関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

## (2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうち炭化製品化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

## 3 入札手続等

### (1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課管理係 電話 0852-22-5470 F A X 0852-22-6049

メールアドレス sewer@pref.shimane.lg.jp

### (2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和6年11月29日（金）から同年12月19日（木）までの間に島根県ホームページ（[https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)）からダウンロードして入手すること。

### (3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和6年11月29日（金）から同年12月19日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

### (4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和7年1月9日（木）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

### (5) 現地確認

ア 確認期間

令和6年12月2日（月）から同月16日（月）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い、調整することとする。（電話 0852-37-0216）

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和7年1月10日（金） 午後3時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎5階災害対策室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3の(1)に報告するとともに警察に通報すること。  
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity: Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Carbonized Biosolid

(2) Date and Time for Bidding: 3:30 p.m. January 10, 2025

(Applications by mail must arrive at the Office above by January 9, 2025)

- (3) Department in charge of contracts : Administration section, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0887 Japan  
TEL : 0852-22-5470

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年11月29日

島根県知事 丸山達也

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 委託業務名

令和7・8年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

### (2) 委託場所及び数量

ア 宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）

イ 予定数量 各年度1,300トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

### (3) 業務内容

ア 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の炭化製品製造工場での処分業務

### (4) 委託期間

令和7年3月1日（土）から令和9年3月31日（水）まで（ただし、宍道湖西部浄化センターからの下水汚泥の搬出は令和7年3月1日（土）から令和9年2月28日（日）まで）

### (5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とする。入札執行は以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。詳細は入札説明書による。

#### (7) 開札順位 1

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託（その1）

#### (4) 開札順位 2

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託（その2）

#### (6) 開札順位 3

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

#### (5) 開札順位 4

令和7・8年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

#### (4) 開札順位 5

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

#### (4) 開札順位 6

令和7年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

(※) 開札順位 7

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

### (1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和6年12月6日（金）午後5時までに3の(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の炭化製品化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

### (2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうち炭化製品化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

## 3 入札手続等

## (1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課管理係 電話 0852-22-5470 F A X 0852-22-6049

メールアドレス sewer@pref.shimane.lg.jp

## (2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和6年11月29日（金）から同年12月19日（木）までの間に島根県ホームページ（[https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)）からダウンロードして入手すること。

## (3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和6年11月29日（金）から同年12月19日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

## (4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

## ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

## イ 提出期限

令和7年1月9日（木）まで

## ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

## (5) 現地確認

## ア 確認期間

令和6年12月2日（月）から同月16日（月）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

## イ 確認方法

宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い、調整することとする。（電話 0852-37-0216）

## (6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

## ア 日時

令和7年1月10日（金） 午後3時

## イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎5階災害対策室

## ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

## 4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに

該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3の(1)に報告するとともに警察に通報すること。  
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Carbonized Biosolid

(2) Date and Time for Bidding : 3 : 00 p.m. January 10, 2025

(Applications by mail must arrive at the Office above by January 9, 2025)

(3) Department in charge of contracts : Administration section, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0887 Japan  
TEL : 0852-22-5470

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年11月29日

島根県知事 丸山達也

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和7年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 3,700トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務

なお、資源化による処分の詳細は仕様書による。

## (4) 委託期間

令和7年2月1日（土）から令和8年3月31日（火）まで（ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は令和7年2月1日（土）から令和8年1月31日（土）まで）

## (5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とする。入札執行は以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。詳細は入札説明書による。

## (7) 開札順位 1

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託（その1）

## (4) 開札順位 2

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託（その2）

## (6) 開札順位 3

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

## (5) 開札順位 4

令和7・8年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

## (4) 開札順位 5

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

## (6) 開札順位 6

令和7年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

## (5) 開札順位 7

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

## (1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和6年12月6日（金）午後5時までに3の(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の資源化業務の受託

実績（再委託によるものを含む。）があること。なお、資源化による処分の詳細は仕様書による。

また、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 肥料原料化を行うものにあつては、下水汚泥を用いて肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

## (2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務、肥料原料化業務又は資源化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあつては、(1)のコの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

## 3 入札手続等

### (1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課管理係 電話 0852-22-5470 F A X 0852-22-6049

メールアドレス sewer@pref.shimane.lg.jp

### (2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和6年11月29日（金）から同年12月19日（木）までの間に島根県ホームページ（[https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)）からダウンロードして入手すること。

### (3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和6年11月29日（金）から同年12月19日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

### (4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和7年1月9日（木）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和6年12月2日（月）から同月16日（月）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い、調整することとする。（電話 0852-37-0216）

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和7年1月10日（金） 午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎5階災害対策室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3の(1)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity: Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Fertilizer, Cement, Carbonized Biosolid or Renewable Resources.

(2) Date and Time for Bidding: 4:00 p.m. January 10, 2025

(Applications by mail must arrive at the Office above by January 9, 2025)

(3) Department in charge of contracts: Administration section, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0887 Japan  
TEL: 0852-22-5470

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年11月29日

島根県知事 丸山達也

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 委託業務名

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

## (2) 委託場所及び数量

ア 宍道湖西部浄化センター（島根県大社町中荒木2391）

イ 予定数量 各年度1,800トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

## (3) 業務内容

ア 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務

なお、資源化による処分の詳細は仕様書による。

## (4) 委託期間

令和7年2月1日（土）から令和8年3月31日（火）まで（ただし、宍道湖西部浄化センターからの下水汚泥の搬出は令和7年2月1日（土）から令和8年2月28日（土）まで）

## (5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とする。入札執行は以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。詳細は入札説明書による。

## (7) 開札順位 1

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託（その1）

## (4) 開札順位 2

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託（その2）

## (ウ) 開札順位 3

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

## (エ) 開札順位 4

令和7・8年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

## (オ) 開札順位 5

令和7・8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び炭化製品化による処分業務委託

## (カ) 開札順位 6

令和7年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

## (キ) 開札順位 7

令和7年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

## (1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和6年12月6日（金）午後5時までに3の(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の資源化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、資源化による処分の詳細は仕様書による。

また、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

## (2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は資源化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

## 3 入札手続等

## (1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課管理係 電話 0852-22-5470 F A X 0852-22-6049

メールアドレス sewer@pref.shimane.lg.jp

## (2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和6年11月29日（金）から同年12月19日（木）までの間に島根県ホームページ（[https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)）からダウンロードして入手すること。

## (3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和6年11月29日（金）から同年12月19日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

## (4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和7年1月9日（木）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

## (5) 現地確認

ア 確認期間

令和6年12月2日（月）から同月16日（月）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い、調整することとする。（電話 0852-37-0216）

## (6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和7年1月10日（金） 午後4時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎5階災害対策室

## ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

## 4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

## (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要する。

## (7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3の(1)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement , Carbonized Biosolid or Renewable Resources

(2) Date and Time for Bidding : 4 : 30 p.m. January 10, 2025

(Applications by mail must arrive at the Office above by January 9, 2025)

(3) Department in charge of contracts : Administration section, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0887 Japan  
TEL : 0852-22-5470

---

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島

根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和6年11月29日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 件名及び数量

古代出雲歴史博物館常設展示室改修業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立古代出雲歴史博物館 島根県出雲市大社町杵築東99番地4

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年10月8日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社丹青社関西支店 関西支店長 大岩 典文 大阪府大阪市北区大深町3番1号

5 随意契約に係る契約金額

175,450,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

令和6年11月29日

島根県立中央病院 病院長 小 阪 真 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

全身用X線CT診断システム調達及びメンテナンス業務の委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和7年3月31日(月)

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4機械器具類」、小分類「(1)医療機器」に登録されている者であること。
- (5) (4)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- (8) 本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1  
島根県立中央病院事務局経営部業務課  
電話 0853-30-6430 F A X 0853-21-2975

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

本公告の日から令和6年12月13日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）(1)の場所において交付する。（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）

- (3) 入札説明会

実施しない。

#### 5 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和6年12月20日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格はないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 6 入札期間、開札日時等

- (1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年1月7日（火）午前11時30分

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年1月6日（月）午後4時までには到着していること。

- (2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月7日（火）午前11時30分

## イ 場所

## 4の場所

## 7 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) 契約書作成の要否

要する。

## (9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : X-ray Computed Tomography System and Maintenance,  
1 set

(2) Desired Date of Delivery : March 31, 2025

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan

(4) Bid Tendering Date and Time : 11:30 a.m. January 7, 2025 (Bids by Post must be received by 4:00 p.m. January 6, 2025)

(5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan

TEL 0853-30-6430

---

**島 根 県 病 院 局 告 示**

**島根県病院局告示第8号**

島根県立病院入院規程（平成19年島根県病院局告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第2条中「、入院申込書兼身元引受書（別記様式その1）及び診療費等支払保証書（別記様式その2）」を「、入院申込書兼入院誓約書（別記様式）」に改める。

別記様式その1を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

## 入院申込書兼入院誓約書

年 月 日

様

この度、貴院に入院し、診療を受けたいので身元引受人及び連帯保証人と連署の上、申し込みます。  
入院の際は貴院の諸規則、その他の指示事項に従い、下記の事項について相違なく履行することを誓約いたします。

記

1. 入院者の一身上に関することは、身元引受人が一切の事項を引き受けます。
2. 貴院の諸規則、指示事項に違反した場合、退院を命じられても異議は申しません。
3. 入院者は、入院中の医療費、その他例規等に基づく一切の費用について、請求されたとおり（納入通知書記載の納付期限内に）遅滞なく納入いたします。もし入院者において納入しなかった場合は、連帯保証人が責任をもって、指定期日までに必ず納入いたします。

入院者	ふりがな		生年月日	年 月 日 ( 歳)	
	氏 名				
	現住所	〒 —			
	自宅電話	— —	携帯電話	— —	
	勤務先		勤務先電話	— —	
緊急連絡先	ふりがな		入院者との続柄		
	氏 名				
	□自宅 □その他 ( ) 電話			— —	
身元引受人	ふりがな		生年月日	年 月 日 ( 歳)	
	氏 名				
	現住所	〒 —		入院者との続柄	
	自宅電話	— —	携帯電話	— —	
	勤務先		勤務先電話	— —	

- (注) 1 身元引受人は、原則として成年者である同一世帯の方とし、一人世帯の場合は成年者である家族等とします。  
2 入院者が被扶養者の場合は、身元引受人は、その保護者（扶養義務者）の方とします。

連帯保証人	ふりがな		生年月日	年 月 日 ( 歳)	
	氏名				
	現住所	〒 —		入院者との続柄	
	自宅電話	— —	携帯電話	— —	
	勤務先		勤務先電話	— —	
万が一、指定の期日までに診療費等の支払いができなかった場合には、私（連帯保証人）は、上記入院患者の入院中（再入院を含む。）の医療費等一切の費用について、30万円を限度に連帯してその責任を負うことを誓約いたします。					

- (注) 1 連帯保証人は、成年者であり、入院者とは別に生計を営んでいる方をお願いします。

別記様式その2を削る。

**附 則**

この告示は、令和6年12月1日から施行する。

**教 育 委 員 会 規 則**

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

**島根県教育委員会規則第9号**

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則（令和元年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第8項第2号中「規定」の次に「（他の規則、要綱その他の規程のこれに相当する規定を含む。）」を加える。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、基準日前1箇月以内にこれらの職を退職し、期末手当を支給されている場合には、その職に在職した期間は算入しない。

第19条第3項に次のただし書を加える。

ただし、基準日前1箇月以内にこれらの職を退職し、勤勉手当を支給されている場合には、その職に在職した期間は算入しない。

**附 則**

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

**教 育 委 員 会 告 示**

**島根県教育委員会告示第4号**

博物館法（昭和26年法律第285号）第14条第1項の規定により、令和6年11月29日付けで次のとおり博物館登録原簿に登録したので、同条第2項及び博物館の登録等に関する規則（昭和27年島根県教育委員会規則第6号）第7条第1号の規定により告示する。

令和6年11月29日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

登録番号	設置者の名称	設置者の住所	博物館の名称	博物館の所在地
第23号	出雲市	出雲市今市町70番地	出雲文化伝承館	出雲市浜町520番地

**人 事 委 員 会 規 則**

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

**島根県人事委員会規則第17号**

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のよ

うに改正する。

第10条第8項第2号中「規定」の次に「（他の規則、要綱その他の規程のこれに相当する規定を含む。）」を加える。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、基準日前1箇月以内にこれらの職を退職し、期末手当を支給されている場合には、その職に在職した期間は算入しない。

第18条第3項に次のただし書を加える。

ただし、基準日前1箇月以内にこれらの職を退職し、勤勉手当を支給されている場合には、その職に在職した期間は算入しない。

#### 附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。